

函 福 管

令和4年(2022年)8月26日

民生常任委員会委員 様

保 健 福 祉 部 長

参考資料の配付について

このことについて、下記の資料を別添のとおり配付いたします。

記

1 配付資料

- 函館市住民税非課税世帯等物価高騰等緊急給付金の支給について

(保健福祉部管理課)

函館市住民税非課税世帯等物価高騰等緊急給付金の支給について

1 本給付金の趣旨

新型コロナウイルス感染症の影響の長期化や原油価格・物価高騰などに直面する方々の生活を支援する取組として、令和3年度から引き続き住民税非課税である世帯等で令和4年度の住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（1世帯あたり10万円 以下「臨時特別給付金」という。）の対象とならない世帯に対して、**1世帯あたり2万円を支給**するものです。

2 対象世帯・手続き等

(1) 支給対象世帯（以下の要件をいずれも満たす世帯）

- 令和4年6月1日に函館市に住民票があり、世帯全員の令和3年度および令和4年度の住民税が非課税である世帯、ならびに令和3年度の住民税が課税であっても家計急変により臨時特別給付金を受給した世帯。
 - ※ 配偶者やその他親族からの暴力等を理由に函館市に避難している方で住民票を移すことができない場合でも支給対象となる可能性がありますので、配偶者暴力相談支援センター（0138-21-3010）にお問い合わせください。
- 住民税課税者の扶養親族等のみで構成される世帯ではないこと。

(2) 手続きおよび支給時期

- 令和3年度臨時特別給付金を函館市から支給された世帯には、8月29日（月）以降順次、申請書等を送付しますので、内容を確認のうえ、同封の返信用封筒にて返送してください。
- 令和3年度臨時特別給付金の対象世帯であるが、函館市から支給されていない場合や他都市から支給され函館市に転入した場合は、申請書に必要事項を記入し、提出書類とともに郵送してください。
 - ※ 申請書は、市のホームページからダウンロードできるほか、コールセンターにお問い合わせいただければお送りします。
- 申請書等を受付後、課税状況等を審査し、書類不備等がない場合、約3週間後に支給する予定です。（受付状況により変動する場合あり）

3 お問い合わせ（コールセンター）

電話（フリーダイヤル）0120-685-667 平日 午前9時から午後5時